

未熟児養育医療申請手続きについて

* 申請は **赤ちゃんが生まれた日から 30日以内** となっています。

* 養育医療とは…

入院医療を必要とする未熟児（①出生時体重が 2,000g 以下の者 又は ②生活力がとくに薄弱であって規定の症状を示す者）に対し、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健全な育成を目的とした制度（母子保健法第 20 条）です。

指定医療機関に入院中の医療費（健康保険適用分）やミルク代を公費で給付します。ただし、扶養義務者の所得により医療費の自己負担金が必要になります。（自己負担金は子ども医療費支給制度の助成があります。）

オムツ代や衣類代などにかかる費用は、給付の対象外になるため、退院時等に医療機関へお支払いください。

給付対象期間は、医師が意見書で指定した期間内（ただし、1歳の誕生日の前々日まで）の入院になります。再入院は対象外です。



1. 養育医療給付申請書	<ul style="list-style-type: none"> 本人は出生された赤ちゃん 現在地は、現在入院中の指定医療機関の住所を記入すること
2. 養育医療意見書	<ul style="list-style-type: none"> 入院中の医療機関の主治医に提出し、記入してもらうこと 第〇子の記載があること
3. 世帯調書及び同意書	<ul style="list-style-type: none"> 本人名は、出生された赤ちゃん名で、続柄は、赤ちゃんから見ての続柄となること
4. 母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 「妊婦の健康状態等」、「妊婦の職業と環境」、「妊娠中の経過」、「出産の状態」及び「出産後の母体の経過」をこちらでコピーしますのでお持ちください
5. 保険証	<ul style="list-style-type: none"> 出生された赤ちゃん名が記載されたものをお持ちください (健康保険資格取得証明書でも可) 市民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」(赤ちゃんの分)を添付のこと
6. 子ども医療証	<ul style="list-style-type: none"> 出生された赤ちゃん名が記載されたもの
7. 世帯員の扶養義務者 裏面※1 の所得税の証明	<ul style="list-style-type: none"> ①給与所得のみの方・・・直近の「源泉徴収票」の原本 ②確定申告をされている方・・・直近の「確定申告書の控え」 ③前年中に収入のない方（主婦等）・・・直近の「所得課税(非課税)証明書」 ④生活保護世帯の方・・・世帯全員の氏名が記載された「生活保護受給証明書」 ⑤公的年金のみの方・・・直近の「公的年金等の源泉徴収票」の原本 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>世帯員の扶養義務者（裏面※1）になる 18歳以上の方、18歳未満で就業している方の全員が、 ①、⑤で「源泉徴収税額 0円」及び ②で「納付すべき税額 0円又は無」のときは、 <u>扶養義務者全員の市町村民税をこちらで確認をさせていただき、「所得課税(非課税)証明書」を提出していただきます。（裏面③）</u></p> </div>
①～⑤の詳細は裏面 でご確認ください。	
8. 認印	<ul style="list-style-type: none"> 訂正の時必要です

* マイナンバーを確認できるものをお持ちください。

* 書類に不備がありますと受付できませんので、必要書類の確認やご不明な点は、下記までご連絡ください。

* 転院する場合は、改めて申請書等の提出をお願いします。

* 医療券の記載事項（住所、保険証など）が変更になった場合は、記載事項変更届の提出をお願いします。

* 病院を退院されましたら、保健師が家庭訪問を行っております。

●お問い合わせ● 久留米市子ども未来部 こども子育てサポートセンター（市役所16階）
TEL 0942-30-9731 FAX 0942-30-9718

※1 扶養義務者とは

民法上の3親等以内の直系血族（父母、祖父母、曾祖父母、きょうだい）などになります。

【所得税の証明について】

①源泉徴収票の原本

紛失された方は、勤め先から再発行してもらってください。

源泉徴収票に給与所得控除後の金額、所得控除の額の合計額、源泉徴収額などの記載がない場合（例：年の途中で退職している人、年末調整がされていない）などは、下記にお問い合わせください。

②確定申告の控え

税務署の受付印があるもの、または、税理士の名前、印があるもの。

電子申告（e-TAX）をした方は、申告内容をプリントアウトしたものとあわせて、受信通知書を提出してください。

●「確定申告書の控え」がない方

・「納税証明書（その1）」を税務署でお取りください。

（源泉徴収税額がある方は、源泉徴収税の証明があわせて記載されたものを取得してください）さらに以下を確認し、メモに控えて来てください。

*課税される所得金額

*住宅借入金等特別控除額

（寄付金控除などがある場合は、下記にお問い合わせください）

③所得税（非課税）証明書

「3. 世帯調書及び同意書」に

同意をいただいた方・・・提出は不要です。

※場合によっては、提出をお願いする場合もございます。ご了承ください。

同意をされなかった方・・・所得税（非課税）証明書を提出してください。

※申請月によって、所得税（非課税）証明書が異なります。

申請月が1月～5月の場合、前々年中の所得に関する証明（前年の1月1日住民票があった市区町村で取得）

申請月が6月～12月の場合、前年中の所得に関する証明（当年の1月1日住民票があった市区町村で取得）

④生活保護受給証明書

市役所生活支援第1課又は生活支援第2課から、赤ちゃん名も記載された世帯全員のものを取得してください。

⑤公的年金等の源泉徴収票

紛失された方は、日本年金機構から再発行してもらってください。

養育医療における所得税は、徴収規則による計算方法になり、源泉徴収票等で所得税の記載がある場合でも、市町村民税の状況をこちらで確認させていただくか、所得税（非課税）証明書の原本をご提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

●お問い合わせ● 久留米市子ども未来部 こども子育てサポートセンター（市役所16階）
TEL 0942-30-9731 FAX 0942-30-9718